



市 章

大津市公報

平成 30 年 9 月 3 日
号 外 (第 54 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 66 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則..... 1
- 67 大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年9月3日

大津市長 越 直 美

大津市規則第66号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 1 項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、同備考第 9 項を同備考第10 項とし、同備考第 8 項中「第 4 項、第 5 項」を「第 5 項、第 6 項」に改め、同項を同備考第 9 項とし、同備考第 7 項を同備考第 8 項とし、同備考第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同備考第 7 項とし、同備考第 5 項を同備考第 6 項とし、同備考第 4 項を同備考第 5 項とし、同備考第 3 項中「次に掲げる特別の」を「府令第 56 条各号に定める」に改め、同項各号を削り、同項を同備考第 4 項とし、同備考第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、利用者負担額を算定する場合において、支給認定保護者が次の各号に掲げる者に該当すると認めるときは、その者を当該各号に定める者とみなして利用者負担額を算定するものとする。

婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、地方税法第292条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第46条の 2 第 2 項に規定する者に限る。)を有するもの 同法第292条第 1 項第11号イに規定する寡婦

婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の 2 の 2 第 2 項に規定する者に限る。)を有し、かつ、前年の地方税法第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるもの 同項第12号に規定する寡夫

別表第 2 備考第11項中「第 6 項、第 8 項」を「第 7 項、第 9 項」に改め、同項を同備考第12項とし、同備考第 10 項を同備考第11項とし、同備考第 9 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同備考第10項とし、同備考第 8 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同備考第 9 項とし、同備考第 7 項を同備考第 8 項とし、同備考第 6 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同備考第 7 項とし、同備考第 5 項中「次に掲げる特別の」を「府令第56条各号に定める」に改め、同項各号を削り、同項を同備考第 6 項とし、同備考第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 市長は、利用者負担額を算定する場合において、支給認定保護者が次の各号に掲げる者に該当すると認めるときは、その者を当該各号に定める者とみなして利用者負担額を算定するものとする。

婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、地方税法第292条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の 2 第 2 項に規定する者に限る。)を有するもの 同法第292条第 1 項第11号イに規定する寡婦

支給認定保護者が婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであって、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の 2 の 2 第 2 項に規定する者に限る。)を有し、かつ、前年の地方税法第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるもの 同項第12号に規定する寡夫

附則別表備考第 1 項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同備考第11項中「第 6 項、第 8 項」を「第 7 項、

第9項」に改め、同項を同備考第12項とし、同備考第10項を同備考第11項とし、同備考第9項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同備考第10項とし、同備考第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同備考第9項とし、同備考第7項を同備考第8項とし、同備考第6項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第5項中「次に掲げる特別の」を「府令第56条各号に定める」に改め、同項各号を削り、同項を同備考第6項とし、同備考第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、利用者負担額を算定する場合において、支給認定保護者が次の各号に掲げる者に該当すると認めるときは、その者を当該各号に定める者とみなして利用者負担額を算定するものとする。

婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。）を有するもの 同法第292条第1項第11号イに規定する寡婦

婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるもの 同項第12号に規定する寡夫

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成30年9月1日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月3日

大津市長 越 直 美

大津市規則第67号

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（保育料の算定の特例）

第3条の2 市長は、前条第1項の規定により保育料を算定する場合において、納付義務者（支給認定保護者に限る。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる者に該当すると認めるときは、その者を当該各号に定める者とみなして保育料を算定するものとする。

婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第46条の2第2項に規定する者に限る。）を有するもの 同法第292条第1項第11号イに規定する寡婦

婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるもの 同項第12号に規定する寡夫

- 2 納付義務者は、前項の規定による保育料の算定の特例の適用（以下「特例適用」という。）を受けようとするときは、保育所保育料の算定に係る特例適用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、特例適用の可否を決定し、その旨を当該申請をした納付義務者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により特例適用の決定を受けた者は、第1項各号に掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第5条第1項第5号を削り、同条第2項中「様式第1号」を「様式第2号」に改める。

第6条第2項中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

別表備考第1項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第 1 号 (第 3 条の 2 関係)

保育所保育料の算定に係る特例適用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住所

氏名

保育所保育料の算定に係る特例の適用を受けたいので、大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則第 3 条の 2 の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 生 年 月 日 | | | |
| 児 童 の 氏 名 | | | |
| 生 年 月 日 | | | |
| 利 用 保 育 所 | | | |
| 備 考 | | | |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、平成30年 9 月 1 日以後に行われる特定保育について適用し、同日前に行われた特定保育については、なお従前の例による。